



平成 28 年 4 月 27 日

各 位

会社名 株式会社 京葉銀行
代表者名 取締役頭取 小島 信夫
(コード番号 8544 東証第一部)
問合せ先 経営企画部長 藤崎 一男
(TEL. 043-306-2121)

株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の行使条件変更に関するお知らせ

当行は、本日付「執行役員制度の導入について」にて公表しました執行役員制度の導入に伴い、平成 28 年 4 月 27 日開催の取締役会において、過去にストック・オプションとして発行した新株予約権の行使条件の一部を変更することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更理由

平成 28 年 6 月 28 日より執行役員制度を導入することに伴い、必要事項を変更するものであります。尚、平成 28 年度より新株予約権の割当ての対象者として、執行役員を加える予定であります。

2. 行使条件を変更する新株予約権

- (1) 平成 23 年 6 月 29 日開催の取締役会決議により発行された第 1 回新株予約権
- (2) 平成 24 年 6 月 28 日開催の取締役会決議により発行された第 2 回新株予約権
- (3) 平成 25 年 6 月 27 日開催の取締役会決議により発行された第 3 回新株予約権
- (4) 平成 26 年 6 月 27 日開催の取締役会決議により発行された第 4 回新株予約権
- (5) 平成 27 年 6 月 25 日開催の取締役会決議により発行された第 5 回新株予約権

3. 変更内容

第 1 回新株予約権

(下線は変更部分を示します)

変更前	変更後
新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日から 10 日間以内（10 日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。	新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役及び執行役員 <u>のいずれの地位をも</u> 喪失した日の翌日から 10 日間以内（10 日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。

第2回～第5回 各新株予約権（共通）

変更前	変更後
新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。	新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役及び執行役員 <u>のいずれの地位をも</u> 喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。

4. その他

今回変更の効力発生日は、平成28年6月28日と致します。

以 上

【本件に関するお問合わせ先】 TEL : 043-306-2121

人事部 人材開発グループ 安室